

広島県告示第五百二十四号

広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例（平成二十六年広島県条例第四十九号）別表第二の規定により、器具その他物品の使用料を次のように定め、平成二十七年十月一日から施行する。

平成二十七年八月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区分		単位	金額
X線フィルムコピー（CT及びMRIの画像を含む。）	記録媒体DVD	一枚につき	一、一七〇円
	記録媒体CD	一枚につき	一、一六〇円